

(別 紙)

沖縄県公式SNSアカウントプロモーション業務 仕様書

1 件名

「沖縄県公式SNSアカウントプロモーション業務」（以下「本業務」という。）とする。

2 目的

沖縄県では、県民の共感を生み出し、より身近な県庁を創出し、民主的・効率的な行政運営を行っていくため、積極的に県政情報を発信するとともに、県政に対する県民の意見・要望等の聴取を行い、これを施策に反映させる、双方向コミュニケーションの実現に向けて取り組んでいるところである。

本業務では、沖縄県と県民との双方向コミュニケーションを実現するため、ソーシャルネットワークングサービス（以下SNSと呼ぶ。）を活用した広報・広聴活動を強化し、県民の県政に対する関心をより一層高めるためのプロモーションを実施する。

(1) 対象SNS

- ・Twitterアカウント
（既存 https://twitter.com/okinawa_pref）
- ・Youtubeアカウント
（既存 <https://www.youtube.com/channel/UCi5Bk3AC17b2Xd30xY17zAA>）
- ・Facebookアカウント（新規開設予定）
- ・Instagramアカウント（新規開設予定）
- ・Lineアカウント（新規開設予定）等

3 契約期間

契約締結日～2020年3月末日（予定）＊提案内容によって協議可能

4 金額

(1) 提案にあたっては、9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。

(2) 積算の費目は次のとおりとする。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）
- ウ 一般管理費
- エ 消費税（8%で計上）

※今年度税率変更が予定されているが、税率変更後においても委託費の上限は変わらない。

5 全体について

(1) 実施体制

- ① 本事業の実施体制（役割、連絡体制）、スケジュール、実施業務の内容を明確にした事業計画書を作成し、沖縄県の承認を得ること。
- ② 協力会社がある場合は、協力会社を含め、実施体制の管理を徹底して行うこと。
- ③ 業務の進捗状況は常に沖縄県と共有すること。

④ 本事業に際して、全体統制を担う担当者を正副二名置くこと。

(2) 目標設定と効果測定

- ① 受託者は、本事業の受託後速やかに運営目標と目標達成計画を県と協議の上決定し、受託期間中は達成に向けた施策を講じること。
- ② 受託者は、全体の達成目標に即した評価指標設定及び効果測定を行い、随時改善に向けたPDCAを実行すること。

6 業務内容

本業務の目的を実現するために必要な取組全般。【沖縄県公式SNSアカウントプロモーション業務委託業者選定企画プロポーザル実施要領】を参照すること。

7 業務報告と納品物

- (1) 受託事業者は、委託者の必要に応じ、事業進捗状況を報告すること。
- (2) 業務に伴う制作物全般など、業務施内容をまとめた実績報告書を提出すること。
(紙媒体3部、PDFデータ) その他、本業務に付随する資料で県から求められるもの

8 著作権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任を持って処理すること。

9 緊急連絡体制

不具合発生等は、体制図に則り対応すること。また発生時は速やかに県に報告し、発生日時、原因、影響範囲、作業内容や計画について報告すること。

10 瑕疵担保責任

業務終了後から1年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、又はこれを取り替える責任を負うこと。

11 秘密の保持

本業務の締結及び履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を本業務履行以外の目的で使用、第三者に漏洩、開示あるいは公表してはならない。

12 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務。

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

ウ 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有す

る者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることの

ア 契約金額の50%を超えない業務

イ その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び修正

エ イベントにおけるブースの設営又は運営（ただし、契約額が100万円未満の者に限る。）

オ その他、上記以外に用意かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

13 その他

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定した者であり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。